## 議案第235号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、市場関連施設である南部中継所を取り巻く環境の変化に鑑み、これを廃止する必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例(昭和46年福岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。第79条の2第1項中「以下この条」を「第3項」に改め、同項の表を次のように改める。

名	称	位	置	用途
西部中継所	百部中継所 福岡市西区石丸四丁目		青果市場に出荷される物品及び青果市 場で販売された物品の配送の中継	

第79条の2第2項中「市場関連施設」を「西部中継所」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める金額」を「1月施設一式につき499,000円」に改め、同項各号を削る。

## 附則

この条例は、規則で定める日から施行する。